

『法科大学院教育の更なる充実に向けた改善方策について』の概要

【これまでの取組】

平成21年の特別委員会報告において示された、①入学者の質の確保、②修了者の質の保証、③教育体制の充実、④質を重視した評価システムの構築に関する改善方策について、文部科学省及び各法科大学院が取り組んだ結果、これまで入学定員の適正化や厳格な成績評価・修了認定の徹底など、一定の成果をあげてきたところ

【現状と主な課題】

- ・法科大学院の入学人数は、入学定員の適正化等により、ピーク時と比べて4割以上の減。
- ・標準修業年限修了率は、厳格な成績評価等により、約7割に。
- ・司法試験合格状況は、政府目標年間3,000人に達成せず2,000人をやや上回る数で推移する一方、受験者数が増加した結果、各年の合格率は低下傾向

課題① 法科大学院間の差の拡大

- 司法試験合格率(累積)に大きな差が存在
 - ・指標を超える大学の平均は約50%
 - ・指標を下回る大学の平均は約15%
 - (※指標＝平均合格率の半分を仮指標に設定)
- 競争倍率が2倍未満の法科大学院が13校存在

課題② 法学未修者と法学既修者間における差の拡大

- 標準修業年限修了率は、法学既修者と法学未修者で差が拡大(既修者約9割、未修者約6割)
- 司法試験の累積合格率は、既修者は6～7割程度、未修者は3～4割程度。(ただし、未修者の合格者数は増加)

政府全体における制度の在り方に関する検討を待たずに対応できる実施上の課題について改善方策の速やかな検討・実施が必要

【今後の改善方策】

1. 法科大学院教育の成果の積極的な発信

- 法科大学院の教育の成果を広く社会に発信する取組を促進
- 法科大学院修了者が広く社会で活躍できるよう支援するため、進路状況の正確な把握、就職支援の充実の方策を推進

2. 課題を抱える法科大学院を中心とした入学定員の適正化、教育体制の見直し等の取組の加速

- 課題を抱える法科大学院へのフォローアップ等の対応を強化
- 法科大学院への公的支援について、入学定員の充足状況を新たな指標とするなど更なる見直しを実施
- 組織改革の加速が促進されるよう、組織見直しのモデル及びその推進方策を提示

3. 法学未修者教育の充実

- 法学未修者教育に関する優れた取組の共有化を促進
- 効果的な授業等の教育手法の確立や入学前の教材開発など、法学未修者教育の充実方策を検討するための新たなWGを設置

4. 法科大学院教育の質の改善等の促進

- 適性試験の内容等の検証など入学選抜の改善を推進
- 教員の資質能力向上の取組の充実、実務家教員の配置割合や適正なクラス規模の検討など質の高い教育環境を確保
- 認証評価結果の積極的な活用を通じた法科大学院教育の改善を促進
- 司法修習修了直後の法曹有資格者に対する支援など法科大学院による継続教育への積極的な取組を促進